

## 改正 3-4

# 株式の基礎知識

## 5 株式の税務（上場株式のケース）

### (1) 配当金を受取ったとき

4-6 節参照。

### (2) 株式を譲渡したとき

上場株式等の譲渡益については平成 25 年 12 月 31 日までの譲渡については 10%（所得税 7%・住民税 3%）で課税されます。

\_\_\_\_\_部分が改正点です。